

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省25-6-1)

施策名	6-1 産業保安	担当部局名	商務流通保安グループ保安課	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	高圧ガス、電気、都市ガス、液化石油ガス、火薬、鉱山保安等の産業保安に係る規制に関し、新たな知見や技術動向等に対応した見直し・制度改正を随時行い、科学的・合理的かつ実効性のあるものとしていくとともに、その着実な執行を行う。			政策体系上の位置付け	6 保安・安全
達成すべき目標	高圧ガス、電気、都市ガス、液化石油ガス、火薬、鉱山保安等の産業保安の確保を図り、事故の発生・拡大を防止する。		目標設定の考え方・根拠	ガス安全高度化計画、中央鉱山保安協議会等	
施策の予算額(執行額) (百万円)	23年度	24年度	25年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-
	3,532 (3,341)	40,930 (19,490)	3,203		

【測定指標(項目)】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度			
											24年度	25年度	
1 高圧ガスに関する人的被害を伴う事故件数 (内が死傷者数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高圧ガス保安法第一条において、「高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、人的被害を伴う事故件数を測定指標に選定。	
2 都市ガスに関する人的被害を伴う事故件数 (内が死傷者数)	42.6件	平成22年	20件	平成32年	-	-	-	-	-	-	20件	総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会においてガス安全高度化計画を2011年5月に策定し、その中で2020年の人身事故件数を全体で20件未満とすることとしている。(基準、目標及び実績はすべて暦年ベース)	
3 LPガスに関する人的被害を伴う事故件数 (内が死傷者数)	64件	平成22年	30件	平成32年	-	-	-	-	-	-	30件	ガス安全高度化計画に準じて、2020年までにLPガスによる人身事故の半減を目指すことにしたもの。(基準、目標及び実績はすべて暦年ベース)	
4 電気事業法に基づき報告された事故の件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気の保安に係る代表的な指標を設定。	
5 鉱山における災害発生件数	-	-	20件未満	-	-	-	-	-	-	-	-	平成23年6月22日の中央鉱山保安協議会において、「目標1 死亡災害、重篤災害をなくす」「目標2 同じ鉱山で5年で複数の災害を起こさない」という目標を設定しており、これらを達成する指標として、それぞれ「鉱山災害の強度率を0.16未満」「平均災害件数を20件未満」と設定。また、鉱山からの坑廃水により、重金属が公共用水域に流れ出すことによる被害を生じさせないよう坑廃水処理を着実に実施する必要があるため、坑廃水の排出基準の遵守状況を100%と設定。なお、年度ごとの実績値について、「鉱山における災害発生件数」及び「鉱山における強度率」は暦年ベース。	
6 休廃止鉱山における坑廃水処理後の水質の排出基準等の遵守状況	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	坑廃水処理を着実に実施する必要があるため、坑廃水の排出基準の遵守状況を100%と設定。なお、年度ごとの実績値について、「鉱山における災害発生件数」及び「鉱山における強度率」は暦年ベース。	
7 鉱山における強度率 (=延べ労働損失日数/延べ実労働時間数)	-	-	0.16未満	-	-	-	-	-	-	-	-	坑廃水処理を着実に実施する必要があるため、坑廃水の排出基準の遵守状況を100%と設定。なお、年度ごとの実績値について、「鉱山における災害発生件数」及び「鉱山における強度率」は暦年ベース。	
8 火薬類に関する人的被害を伴う事故件数 (内が死傷者数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	火薬類取締法第一条において、「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」という法目的が示されているため、人的被害を伴う事故件数を測定指標に選定。	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 高圧ガス等技術基準策定 研究開発等	89 (84)	90 (88)	80	平成21年度	1, 2, 8	(1)高圧ガス等技術基準策定事業 産業保安関係法令(高圧ガス保安法、火薬類取締法及びガス事業法)等で定める技術基準について、各分野における科学技術の進歩、海外の規制動向等を踏まえ、基準の見直し等に向けた調査研究等を行う。 (2)産業保安基盤整備・高度化事業 事故情報の原因解析や再発防止策の検討を行い、産業保安基盤の効果的な確保と、より一層の高度化に資する事業を行う。	-	0611
2 現場保安力維持向上基盤 強化に関する調査研究	- (-)	- (-)	24	平成25年度	1	最近のコンビナートの事故の頻発等を踏まえ平成25年3月にとりまとめられた産業構造審議会保安分科会報告書では、現場におけるリスクアセスメントや人材育成の不足が指摘され、企業による自主保安の徹底が求められた。これらの取組を加速するため、石油精製業等における設備の保安・安全管理等の状況や、現場従業員の経験年数、教育内容、保安への経営層の関わり等、現場保安力に関連する情報を収集、分析し、現場保安力を適切に表すことができる指標について検討を行う。また、現場保安力向上のため、事業者が自主的に取り組むべき課題と対応策を検討するとともに、その促進に向けた規制側の課題を検討する。	5-1 資源・燃料	新25-0039
3 石油精製業保安対策委託 費	235 (201)	229 (180)	229	昭和61年度	1	近年増加傾向にある高圧ガスに係る事故について、石油精製プラント等における高圧ガス保安法関係の主な事故について学識経験者等の第三者により科学的、技術的な事故原因の調査と再発防止策の検討を実施し、関係者に提供するとともに、リスク評価の手順書の策定を行い事業者の確実なリスク評価の実施を促すことにより事故の発生を防止する。また、高圧ガス施設の津波及び地震に対する影響評価手法等を小規模モデル実験やシミュレーション技術を活用して策定等により、高圧ガス保安法の関係省令(規則)に規定する技術基準等の制定・改正を行う際の根拠となるデータや制度設計及び法執行に必要な情報を取得する。	5-1 資源・燃料	0315
4 新エネルギー技術等の安全 な普及のための高圧ガス 技術基準策定委託費	- (-)	- (-)	15	平成25年度	1	高圧ガスを使用する新エネルギー利用システムの安全な普及のためには、高圧ガス保安法に基づく適切な技術基準の適用が不可欠である。そのため、学識経験者、専門家等により構成される検討会や、海外基準・規制の調査を行い、新エネルギー利用システムごとの高圧ガスの技術基準策定などの制度立案に活用する。	5-2 新エネ・ 省エネ	新25-0070
5 災害に強い産業の形成・ 基盤整備事業	- (-)	8 (-)	252	平成24年度	1	大規模災害に対する防災・減災対策の強化のため、以下の事業を民間団体等に委託して実施する。 ①自然災害における火薬類による災害の防止措置等に関する調査研究事業 ②自動車燃料装置用容器の安全性評価事業 ③小型冷凍機への可燃性冷媒使用に係る規制のあり方の検討事業	-	0616
6 高圧ガス保安法の適切な 運用	-	-	-	昭和26年度	1	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する。	-	-
7 都市ガス安全情報広報事 業	49 (46)	45 (43)	45	平成10年度	2	過去の事故事例の分析や事故動向等を踏まえ、需要家の安全確保のためにさらなる注意喚起等を促進すべく、リーフレット、DVD、インターネット等による広報を行う。また、過去の事故事例の分析を行うとともに、事故事例データベースへ事故情報の入力・保存を行う。さらに、地震時等の大規模災害発生時における国やガス事業者の初動対応や復旧支援の迅速化、的確化を図るため、ガス防災支援システムの基盤整備を行う。	5-1 資源・燃料	0312
8 石油ガス供給事業安全管 理技術開発等委託費	322 (276)	309 (278)	314	昭和60年度	3	1. 事故未然防止のため、安全評価判断基準の策定と安全評価判定システムのモデルを構築し、停電時でも稼働する設備を活用した災害に備えた次世代液化石油ガス保安システムの仕様を確立する。 2. 保安専門技術者、地域のLPガス販売事業者向け講習会を実施する。 3. 新聞広報等によるLPガス使用者への保安啓発及びLPガス使用者(一般消費者)への保安啓発の際に活用するリーフレット等の作成を行う。	5-1 資源・燃料	0310
9 液化石油ガスの保安の確 保及び取引の適正化に関 する法律の適切な運用	-	-	-	昭和42年度	3	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進する。	-	-
10 ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	2, 3	ガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図る。	-	-
11 特定ガス消費機器の設置 工事の監督に関する法律 の適切な運用	-	-	-	昭和54年度	2, 3	ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めている。	-	-

12	未利用エネルギー活用等調査委託費	- (-)	96 (68)	106	平成24年度	4	洋上風力発電等、実用化が近いと考えられる未利用の発電方式や、今後の普及拡大が期待される新しいタイプの太陽光発電設備や燃料電池等についての技術基準や規制の見直しを検討するため、専門家等による検討を通じて、安全面に関する技術的な調査・検討を行う。また、安全性を確保しつつ火力発電所のエネルギー使用効率を向上させるため、高強度・高耐食のクロム鋼を用いた高効率の火力発電設備における運転期間中の劣化による材料寿命、強度についてのデータを収集・分析する。	5-2 新エネ・省エネ	0496
13	電気施設技術基準国際化調査委託費	10 (10)	10 (10)	10	平成15年度	4	国際的な規格であるIEC(国際電気標準会議)規格、ASME(米国機械学会)、EN(欧州統一)規格等を調査し、これらの規格と我が国の実情を勘案し、電気事業法に基づく技術基準等へ取り入れることの妥当性について検討し、同技術基準及びその解釈の改正案の検討を行う。具体的には、国際的な規格のうち、関係する規格について、規定内容を技術基準と比較して取り入れ方法を検討する。	5-3 電力・ガス	0513
14	電力設備電磁界情報調査提供事業委託費	24 (21)	23 (21)	20	平成19年度	4	民間団体等に委託し、電磁界の健康影響に関する国内外の研究動向、諸外国の規制動向等の調査を行う。また、電磁界の測定や電磁界の健康影響等について講演会、シンポジウムの開催等を行い、有識者からの電磁界の健康影響等についての講演などを行うとともに、質疑応答を通じてリスクコミュニケーションの充実を図る。	5-3 電力・ガス	0539
15	次世代電力システムに関する電力保安調査検討費	- (-)	- (-)	22	平成25年度	4	発電事業者等に対する安全規制の技術的レベルなどについて、発電分離や小売市場の自由化が行われた場合に安全水準が低下しないよう検討する。具体的には、現在、電気事業者等と電気事業者以外の発電を行う事業者との間には、確保すべき保安水準に差を設けているが、こうした規制体系も踏まえつつ、保安水準の低下を招かないよう、電力システム改革後の規制の在り方を調査・検討する。	5-3 電力・ガス	新25-0089
16	災害に強い電気設備検討調査費	- (-)	- (-)	101	平成25年度	4	自然災害時の電源復旧迅速化等に係る調査については、地震、津波、集中豪雨、突風等の過酷化する自然災害による送配電設備への想定される影響を調査し、事故・災害の未然防止策や被害を軽減するための対応策等を策定する。また、水力発電設備所在地域の自然条件に係る現況調査については、基礎データ収集、災害予測手法の策定、河川流量現況調査、地質調査等を行い、山体津波等に伴う災害発生予測調査手法等の策定と気候変動等に伴う技術基準適合性調査手法の策定、水力発電設備への災害発生予測手法調査を確立し、技術基準の適合性を確認する手法の策定を行う。	5-3 電力・ガス	新25-0090
17	電気事業法の適切運用	-	-	-	昭和39年度	4	電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。	-	-
18	電気工事業の業務の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和46年度	4	電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生防止に寄与する。	-	-
19	電気工事士法の適切な運用	-	-	-	昭和35年度	4	電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資する。	-	-
20	坑廃水水質改善技術開発事業	- (-)	67 (63)	79	平成24年度	5, 6, 7	健全な水循環と持続可能な水利用環境を維持するため、坑内空洞を充填することによる坑内水の水量減少・水質悪化、坑内空洞の安定化(崩壊防止)及び敷物処理費の低減を図るための技術開発を行う。具体的には、探掘跡、坑道等の坑内空洞を坑廃水処理中和敷物を含む充填材で埋め戻すことにより、地下に浸透した雨水と坑内の鉱石等との接触による汚染の機会を減らし坑水の水質を現状より良好化させて排出する技術について現場実証試験を含め実施する。	-	0601
21	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業	2138 (2085)	1924 (1898)	2084	昭和46年度	5, 6, 7	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第4条の規定に基づく「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針(平成15年3月28日経済産業省告示第90号)一第4次基本方針(平成15~24年度)一」及び「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針(平成25年3月28日経済産業省告示第69号)一第5次基本方針(平成25~34年度)一」に則り、(i) 鉱害防止義務者が存在しない鉱山にあっては、地方公共団体が事業主体となる鉱害防止事業(集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等)の費用に対し、(ii) 鉱害防止義務者等が存在する鉱山にあっては、坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者に原因行為のない汚染分(自然汚染・他者汚染)の処理費用に対し、各々補助金(補助率3/4)を交付する。	-	0609
22	休廃止鉱山鉱害防止技術等調査研究事業	35 (25)	32 (31)	28	平成20年度	5, 6, 7	坑廃水処理事業の実施に要する費用負担を中長期的に軽減していくため、例えば自然の浄化能力を活用したパッシブトリートメント手法等現場導入が想定される新技術について適用条件、効果等に関しその詳細を調査研究するとともに、実際の現場での適用の可否の評価、費用対効果等について調査研究を実施する。	-	0610

23	賠償償還及払戻金	1022 (1001)	992 (869)	994	平成16年度	-	筑豊じん肺最高裁判決で示された基準を踏まえ、証拠等に照らして和解条件を充足することが確認された原告と和解し、和解調書に基づき賠償金を支払う。	-	0612
24	休廃止鉱山集積場鉱害防止技術等調査研究事業	- (-)	7 (-)	56	平成24年度	5, 6, 7	東日本大震災により集積物の一部が流出した集積場と同じタイプの集積場について、ボーリング調査、土質調査等によるデータ収集・解析を行い、改正後の技術指針に適合しているかどうかの確認を行い、流出の懸念がある集積場については、必要な対策方法についての検討を行う。	-	0617
25	大水深海底鉱山保安対策調査委託費	- (-)	- (-)	46	平成25年度	5, 7	平成24年4月の国連領海委員会において、我が国領海の拡大申請が承認されたこと等を背景に、我が国周辺海域の大水深下における石油・天然ガス開発が活発化する可能性があるものの、我が国では、大水深の環境下での掘探等の実績が少ないことから危害防止及び鉱害防止の対策は、整備されていないほか、必要な検討材料が無い状況である。ついては、平成22年4月の米国メキシコ湾内の大水深海底における石油天然ガス暴噴・漏洩事故等大規模災害を踏まえ、国内外における大水深海洋石油天然ガス開発に対するリスク評価の見直し状況、保安対策の最新動向及び法規制動向について調査を行い、今後取り組むべき対策や保安技術開発のあり方について検討を行い、必要に応じてガイドライン等を策定する。	5-1 資源・燃料	新25-0040
26	廃止石油坑井封鎖事業費補助金	43 (43)	43 (-)	42	平成15年度	5	鉱業権が既に消滅しており、鉱害防止対策を実施すべき義務者が存在しない廃止石油坑井(石油及び可燃性天然ガスの探鉱又は採取を目的とする坑井であって、廃止となったもの)の封鎖工事を実施する地方公共団体に対し、坑井封鎖工事費用の3/4を補助する。	5-1 資源・燃料	0319
27	金属鉱業等鉱害防止準備金制度	-	-	-	昭和49年度	5, 6, 7	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者又は租鉱権者が積立を行った場合には、その積立額を限度に準備金積立額の損金算入ができる。	-	-
28	特定の基金に対する負担金の損金算入に関する租税特例措置	-	-	-	平成4年度	5, 6, 7	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。	-	-
29	鉱害防止資金融資(使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分)	-	-	-	昭和48年度	5, 6, 7	金属鉱業等の鉱山において使用を終了した坑道、捨石又は鉱さいの集積場(特定施設)に係る鉱害防止工事並びに当該特定施設に係る坑廃水処理事業に必要な資金の貸付。	-	-
30	鉱害防止資金融資(鉱害防止事業基金拠出分)	-	-	-	平成5年度	5, 6, 7	鉱山保安法上の鉱害防止義務を有する採掘権者又は租鉱権者が金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた鉱害防止事業基金に拠出するために必要な資金の貸付。	-	-
31	鉱害負担金資金融資	-	-	-	昭和50年度	5, 6, 7	金属鉱業等の鉱山の事業活動に伴い発生する特定有害物質(カドミウム、銅、ヒ素)により被害が生じている農用地又は農業用施設について、国又は地方公共団体が実施する鉱害防止事業(公害防止事業費事業者負担法第2条第2項第3号に規定するものに限る。)に要する費用として定められた事業者負担金を負担するために必要な資金の貸付。	-	-
32	火薬類取締法の適切な運用	-	-	-	昭和25年度	8	火薬、爆薬、火工品などの火薬類について、製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄などの取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を図る。	-	-
33	鉱山保安法の適切な運用	-	-	-	昭和24年度	5, 6, 7	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図る。	-	-
34	金属鉱業等鉱害対策特別措置法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	5, 6, 7	金属鉱業等の鉱山で使用される特定施設(坑道・集積場)の使用終了後の鉱害を防止するための事業の確実かつ持続的な実施を図るため、使用中の特定施設について鉱害防止積立金制度を設けるとともに、使用済特定施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関制度を設けて鉱害防止事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	-	-
35	産業・エネルギー基盤強じん性確保調査事業	- (-)	- (-)	4345	平成24年度	-	首都直下地震や南海トラフ巨大地震を想定してエネルギー供給網や企業サプライチェーンの強靱性を確保すべく、首都直下地震等の最新被害想定を用い、製油所や化学工場等の設備の地震・液状化・津波影響解析等を民間事業者等に委託する。	-	0618
36	地域石油サプライチェーン強じん化事業	- (-)	- (-)	8005	平成24年度	-	大規模災害時にも被災地等へ石油製品を迅速かつ安定的に供給する体制を整備するため、各地域の石油基地において、非常用電源・ドラム缶出荷設備・衛星電話等の導入、耐震・防水対策、大型船による効率的な出荷を可能にする設備の導入、石油会社・油槽所・ローリー事業者等との在庫情報共有システムの構築、BCP(事業継続計画)の実効性向上等を支援する。	-	0619

37 災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業	-	-	8400	平成24年度	-	<p>①石油ガス販売事業者等が所有する石油ガス充てん所に対し、石油ガス自家発電設備、石油ガス充てん設備、石油ガス自動車等の導入に要する経費の2/3を補助する(災害時対応型石油ガス中核充てん所整備事業)。</p> <p>②石油ガス販売事業者等が所有する石油ガス充てん所内に設置されている石油ガス貯槽の耐震性能を改善するための設備改修に要する工事費等の経費の2/3を補助する(石油ガス充てん所貯槽耐震整備事業)。</p> <p>③避難所等に設置する石油製品貯槽タンク、石油ガス災害バルク貯槽等を導入する者に対し、貯槽等の購入や設置工事費に要する経費の一部(中小企業者:2/3、その他、大企業・地方公共団体等:1/2)を補助する(災害対応型石油製品貯槽型供給設備整備促進事業)。</p> <p>④石油ガス自動車(液化石油ガスを原動機の燃料として用いる自動車)の導入に要する経費の一部(同一車種等の既存燃料車の価格との差額の1/2)を補助する(災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業)。</p>	-	0621
38 事務費(産業保安監督官署)	117 (79)	77 (50)	75	-	-	(組織)産業保安監督官署に計上している産業保安施策を実施するための事務費	-	0634